第11回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和4年11月17日(木) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 議案

ついて

- (1) 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に
- (2) 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に ついて
- (3) 議案第35号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 7名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫

6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝

9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 10名

11番 根本 浩一 13番 円谷 和司 14番 近内 壽夫

15番 矢内 常男 16番 渡邉 義雄 17番 味原 孝一

18番 南條 博 19番 添田 勉 21番 福田 正三

22番 斎藤 英幸

欠席委員 4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 12番 郷 義郎

20番 小池 力

事務局 事務局長 荒木 成輔

事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司

書記 会田 勇輝

・議 長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より 第11回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、1番 佐川修一委員 2番 根本常和委員 を指名いたします。

(1) 議案第33号

- ・議 長 議事に入ります。議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申 請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- · 事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。
- ・根本常和委員 農地法第3条第1項番号1許可申請、譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ○○○○さんとの件を調査した結果を報告いたします。

調査日は令和4年11月7日午後3時30分より譲受人〇〇〇〇さん、 最適化推進委員 根本浩一さんと農業委員 根本常和の3人で現地を確認 しました。

場所は国道 1 1 8 号線を石川から浅川方面に向かい〇〇〇〇地内のT字路交差点を右折し、4 0 0 mほど行き〇〇〇の〇〇〇〇を左折し、3 0 0 mほど先の右側の〇〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇、〇〇〇0㎡の水田です。

権利を移転しようとする譲受人 〇〇〇〇さんは、以前より耕作しており 今回、譲渡人との協議の結果、売買契約を締結するに至りました。譲受人は 今後も水田として耕作していくとのことでした。この場所は、周りは水田で すので特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様方の審議をよろしくお願いします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見 等ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第33号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第34号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は、一般住宅兼作業場敷地を目的に今回の申請に至っております。なお、申請地は第二種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。
- ・味原孝-委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用許可申請に係る現地確認の結果を 報告いたします。

令和4年11月8日午前9時15分より、非設定人の〇〇〇〇番地の〇〇〇〇 〇〇〇〇さんと、設定人の〇〇〇〇さんは、親子関係で代理人の行政書士〇〇〇事務所の〇〇〇〇さんに委任するとの事で欠席でした。味原孝一、農業委員 遠藤武重さん、最適化推進委員の小池力さん、事務局長の荒木さん、吉田係長、会田主査の6人で石川町字〇〇〇番〇〇〇〇の現地調査をしました。

場所は石川町役場から国道118号線を〇〇〇〇方面へ500mほど行った所の〇〇〇〇の所を右折して100mほど行った場所の左側にあり、現在作業場と専用住宅があります。この場所は平成元年頃に、父親である〇〇〇〇さんが正規の手続きをせずに農地に無許可で建築してしまい、現在も使用しています。

転用の目的、選定理由と必要性について、平成元年頃、父が家族が増えるにつれ手狭になることや、建物の老朽化に伴い新居が必要と考え、住宅を建築しました。また、建築業の作業場も自宅近くに建築しました。当時、

農地転用の許可申請手続きが必要である事の不知により、今回転用申請をする事になりました。また、住んでいた住宅が老朽化し非設定人である○○○○さんの家族も増えたことにより、新しい住宅が必要となりました。仕事の都合上、作業場の近くにある住宅を取壊し住宅の新築をすることになりました。

申請地の隣接状況について、雨水はコンクリート敷きとして、傾斜をつけ西側側溝へと導入することで土砂の流出はありません。汚水は、合併浄化槽により処理し、西側側溝へ放流します。周辺農地は、西側にありますが、建物は平屋建てで建築するため、日照等の影響はないものであります。

以上調査した結果、この農地は農地法5条による許可を受けずに建物を 建てたが、顛末書も添付しており、顛末書の内容を検討した結果、今後こ のような事がないよう注意するとの事なので、この案件は問題ありません ので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第34号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第35号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第35号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- · 事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご 意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号 を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第35号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号79を一括して承認するものと 決定いたします。

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月17日 石川町農業委員会